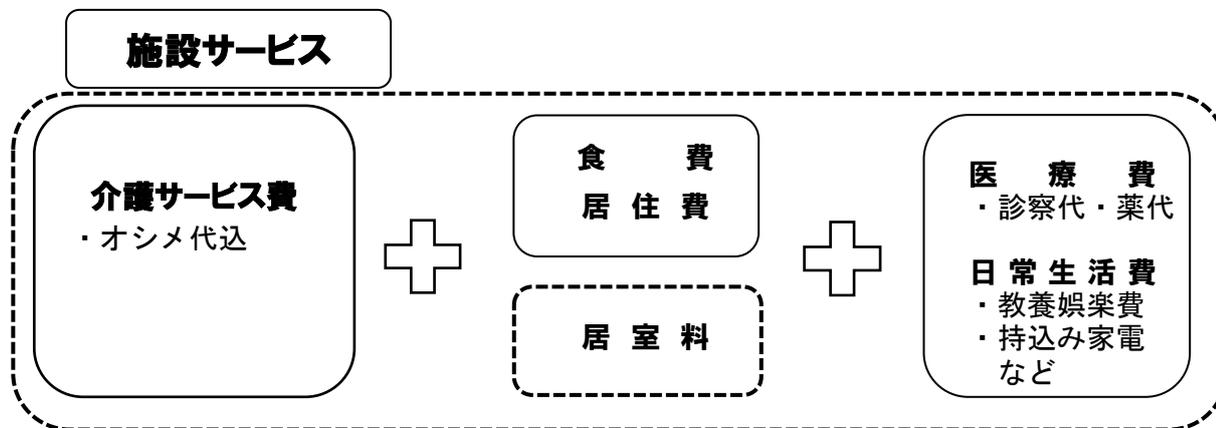


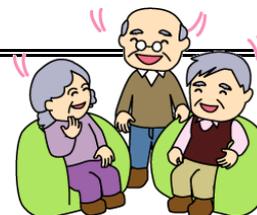
# 地域密着型特別養護老人ホーム ピースガーデン 料金表 (1割負担者用)

## 1 料金構造について

入所中に必要な料金は、下図のような構造となっております。



## 2 1ヵ月(31日)の料金の目安について



※下記金額には、入所中に発生した医療費及び日常生活費等は含まれておりません。

(単位：円)

	通常料金	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
介護度1	137,578	103,261	81,251	58,001	55,211
	【特室】 171,678	137,361	115,351	92,101	89,311
介護度2	139,717	105,400	83,390	60,140	57,350
	【特室】 173,817	139,500	117,490	94,240	91,450
介護度3	141,980	107,663	85,653	62,403	59,613
	【特室】 176,080	141,763	119,753	96,503	93,713
介護度4	144,181	109,864	87,854	64,604	61,814
	【特室】 178,281	143,964	121,954	98,704	95,914
介護度5	146,289	111,972	89,962	66,712	63,922
	【特室】 180,389	146,072	124,062	100,812	98,022

### ◆特定入所者介護サービス費について◆

第3段階② 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人等

第3段階① 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円～120万円以下の人等

第2段階 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人等

第1段階 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者若しくは生活保護受給者等



### 3 利用料金詳細

(1) 介護サービス費（体制加算含。その他、個々に応じて各種加算を算定することがあります。）

	基本サービス費	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	個別機能訓練体制加算	1日の合計	31日の合計
介護1	661	46	35	61	12	815	25,265
介護2	730	46	35	61	12	884	27,404
介護3	803	46	35	61	12	957	29,667
介護4	874	46	35	61	12	1,028	31,868
介護5	942	46	35	61	12	1,096	33,976

(2) 食費及び居住費

	食費
第1～3段階	1,445円/日
第4段階	1,797円/日

居住費
1,980円/日

#### ◆特定入所者介護サービス費について◆

負担限度区分	食費	居住費	1日の合計	31日の合計
第1段階	300	820	1,120	34,720
第2段階	390	820	1,210	37,510
第3段階①	650	1,310	1,960	60,760
第3段階②	1,360	1,310	2,670	82,770
通常料金	1,797	1,980	3,777	117,087

(対象者)

- 第3段階② 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人等
- 第3段階① 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円～120万円以下の人等
- 第2段階 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人等
- 第1段階 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者若しくは生活保護受給者等

(3) 特室料金

特室	
居室料	1,100円/日

設備
個室トイレ（身障用すり付トイレ） テレビ テーブル、椅子

(4) その他利用料金

持込み家電電気代、教養娯楽費、理美容代等ご利用状況によって別途ご精算となります。

- ※1 介護職員処遇改善加算・・・算定された1ヵ月あたりの単位数合計の、8.3%に相当する単位数が加算されます。
- ※2 介護職員等特定処遇改善加算・・・算定された1ヵ月あたりの単位数合計の、2.7%に相当する単位数が加算されます。
- ※3 令和3年9月30日までの間は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。
- ※4 料金表に記載されているものとは別に、個々に応じて各種加算を算定することがあります。
- ※5 高額介護サービス費に該当する方は、自己負担額が1ヵ月に定められている上限金額までとなります。
- ※6 料金表とは別に、入所中に発生した医療費（診察代、薬代等）や、日常生活費等は自己負担となります。